

屋外広告物の種類と許可権者

| 許可権者 | | 市長、瑞穂町長 (※) | 多摩建築指導事務所長(東京都) | 申請先 |
|---|----------------|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------|
| 広告物の種類 | | | | |
| 広 告 板 | ①屋上 ②地上(建植) | × | ○ | 市、瑞穂町の窓口 (※※) |
| | ③壁面 | 表示面積20㎡以下のもの | 表示面積20㎡を超えるもの | 市、瑞穂町の窓口 (※※) |
| | ④突出 | ① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡以下のもの | ① 1面または2面表示の広告板 1面の表示面積が10㎡を超えるもの | 市、瑞穂町の窓口 (※※) |
| | | ② 3面表示の広告板 総面積20㎡以下のもの | ③ 3面表示の広告板 総面積20㎡を超えるもの | 市、瑞穂町の窓口 (※※) |
| ⑤広告塔 | 高さ2m以下のもの | 高さ2mを超えるもの | 市、瑞穂町の窓口 (※※) | |
| ⑥小型広告板、アーチ、 装飾街路灯、店頭装飾 | × | ○ | 市、瑞穂町の窓口 (※※) | |
| ⑦広告幕、立看板等、 広告旗、はり紙、はり札等 | ○ | × | 市、瑞穂町の窓口 (※※) | |
| ⑧アドバルーン | 電飾なし | 電飾あり | 市、瑞穂町の窓口 (※※) | |
| ⑨電柱・街路灯柱利用広告、 標識利用広告(※※※)、 車体利用広告 | × | ○ | 市、瑞穂町の窓口 (※※) | |

※ 日の出町、奥多摩町、檜原村については多摩建築指導事務所長

※※ 日の出町、奥多摩町、檜原村及び複数の市域にかかる申請(車体利用広告等)は多摩建築指導事務所の窓口

※※※ 標識利用広告とは、消火栓標識やバス停標識等を利用した広告物です。

注:複数の広告物を申請される場合で、市長許可分と多摩建築事務所長許可分とがある場合(例えば壁面広告板と地上設置広告板)は、それぞれに申請書・手数料が必要です。